

奈良県消費生活センター条例改正に係る規則の参酌基準に対する対応の考え方について

平成28年1月
消費・生活安全課

● 消費者安全法（H26.6.13公布、H28.4.1施行）

（消費生活センターの組織及び運営等）

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項 について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
- 二 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
- 三 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

● 消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令（H27.3.27公布、H28.4.1施行）

（消費生活センターの組織及び運営等の基準）

第8条 法第10条の2第2項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

イ 消費生活センターの名称及び住所

ロ 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間

二 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

三 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号。以下「景表法等改正等法」という。）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。

四 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。

五 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

六 消費生活センターは、法第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

● 内閣府令第8条の規定の参酌基準に対する県条例等改正の考え方について

条 項	参酌基準の内容	改正	対応の考え方
8条1号	消費生活センターの名称、住所、相談日及び相談時間の公示	規則	既存の条例・規則で網羅されていない相談時間について規則で規定
8条2号	消費生活センター長及び職員	条例	既存の条例に規定されていない職員等の定義を条例で規定
8条3号	資格を保有する消費生活相談員の配置	条例	既存の条例に規定されていない消費生活相談員の資格要件を条例で規定
8条4号	消費生活相談員の人材及び処遇の確保	—	雇い止め等については、嘱託職員の待遇の全庁的なバランスを考慮し規定せず。
8条5号	消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修	条例	消費生活相談員の資質の向上に資すると考えられることから、研修の機会の確保について条例で規定
8条6号	消費生活相談等の事務実施により得られた情報の安全管理	条例	情報の取扱いに対する責任の所在の明確化等の効果が見込めることから、情報の適切な管理について条例で規定